

2. 小谷源之助が書いた「陳情書下書き」

1915（大正4）年頃に書かれた源之助の陳情書の下書き（以下「陳情書」）と書簡のそれぞれの写しが、平野家住宅（仲治郎旧宅）に残っていた。源之助自身が書いた文書の内容であり、とくに1897（明治30）年の渡米当時の様子が記された極めて重要な資料である。

この「陳情書」は、カリフォルニア州モントレイにあるポイントロバス缶詰会社の小谷源之助が出願人となり、桑港総領事代理の沼野安太郎宛に器械潜水夫として地元七浦村字千田の渡辺勘治（明治4年生）と高橋春治（明治5年生）との派遣を陳情する内容である。渡辺と高橋は「…弊社採鮑潜水夫として長く勤務…家事上…高橋春治は明治35年4月帰国し、渡辺勘治は明治41年12月帰国…今回再び弊社潜水夫として再渡米致させ度…」という旅券発給の依頼である。これまで「…採鮑船式艘を使用し、潜水夫4名或いは3名を以て営業…」しているが、「…潜水夫之一名…症病之為め…帰国…」したので、現在2名で採鮑漁をおこなってきた「…採鮑船壹艘に対し一名之潜水夫にては、一日八・九時間之潜水は全く過激の労働に有之、長く経続することは不可能…万一病氣之場合に於いては、数名之乗組水夫を要する採鮑船は、空しく営業を停止休業すること…」になったという。そこで「…損失を来し…罐詰製造方に対し候ても、一定の労働者を要すること…採鮑船壹艘のみては不足、経費之点に於て多大之相違を生じ、到底営業難…全く営業に差支、如何にも困難…」になり、どうしても会社存続のためには不足の器械潜水夫派遣が必要と訴えている。

この「陳情書」では源之助自らがモントレイでの採鮑業の始まりを次のように記載している。「…此事業は私明治三十年、始めて当加州に於て潜水器を以て採鮑開始せしも、米国人之是れを食する者無之為め、輸出向けとして支那行き乾鮑製造罷在候処、日々多額之採鮑は、米国人と利益の関係無之為、屢々採鮑禁止を称える者有之候も、其都度多額之運動費を支出し、以来式十年営業経続仕来候。…」と述べている。

ではどうして排日運動が高まっているなかで継続してきたのであろうか。「…去れば当国に於て採鮑は、米国人と利益の関係を有するにあらざれば、長く営業不可能と存し、米国之食料として嗜好すべき一種の鮑缶詰を製出し、尚又料理店に使用を勧める等、種々なる法々を講せし結果…」と述べて、「…米国人と利益の関係を有する…」ことが重要であり、鮑缶詰会社がA.M.アーレンとの共同事業としての意味があったのである。

その後の「…近来に至りては一般食卓用品として、採すると同時に罐詰を除くの外一切海外輸出を禁止し、米国人に対して十分供求せしめんとするの傾向を来し、既に当年之加州々会に於ける採鮑案は、従前一ヶ年中三ヶ月之禁漁期を、僅に一ヶ月の産卵期を除き採鮑せしむる等々、寛大なる法律を制定するの有様に立至り候…」と、排日的な移民法が強化されるなかで採鮑漁への対応があった。

なお、仲治郎に「陳情書」と書簡が送付された1915（大正15）年は、カリフォルニア州議会で州内での鮑の乾燥や鮑貝殻・肉の州外出荷が違法とされている。源之助は排日運動の高まりがあり様々な困難な状況であっても「…日本人独専之採鮑業、実に将来有望之事業に有之候付き、何卒事業経続に苦心罷在候…」と、サンフランシスコ総領事館から事業継続の支援を求めていたのである。

当初から採鮑業が乾鮑の輸出のためであり、全く「米国人と利益の関係」がなかったのも、現地人のアメリカ人からは「採鮑禁止」と訴えられていく。しかし、「採鮑は、米国人と利益の関係を有するにあらざれば、長く営業不可能」と認識させたのは、当時の源之助とA.M.アーレンという人物の友情溢れる共同事業なしに、源之助・仲治郎の鮑漁と鮑缶詰との事業成功はなかったといえる。

「食料として嗜好すべき一種の鮑缶詰」だけでなく、「料理店に使用」という鮑を新しい食文化にし

たポップ・アーネストという料理人の鮑肉をステーキのように調理した画期的なものであった。1906（明治 39）年頃、モントレイの料理店の一品にしたポップ・アーネストは、アメリカ人たちが「一般食卓用品」として「米国人に対して十分供求せしめんとするの傾向」にし、第一次世界大戦で米政府が肉食から魚食にとの呼びかけも水産物の需要を高めていた。源之助の「陳情書」はそのよう時期に書かれていたので「日本人独専之採鮑業、実に将来有望之事業」と誇らしげに記載している。

ただ、日本から送られる熟練の潜水夫の存在なしに、鮑生産は進まなかったのである。日本政府は自主的な移民規制をおこなうことで、排日（日本人移民排斥）運動の緩和につなげようとし、1908（明治 41）年の日米紳士協定で日本人労働者の旅券発給を停止しているなかで源之助の要望は、日米政府からも特別の許可が必要であった。カリフォルニア州の排日勢力は日本人の事業や生活に制限を加えようという運動に広げており、モントレイ地域でも組織化された排日の動きは激化していた。州議会においても多数の移民排斥法案が提出され、日本人会のロビー活動が活発に繰り広げられた。源之助が「陳情書」に書いたように「…既に当年之加洲々会に於ける採鮑案は、従前一ヶ年中三ヶ月之禁漁期を、僅に一ヶ月の産卵期を除き採鮑せしむる等々…」と、さまざまな運動で鮑漁禁止法を回避させる対応をとることができた。共同経営者としてアーレンや源之助は、日本から潜水夫を渡米させる特別な対応を見つけていったのであろう。

なお、野田音三郎も排日運動のなかで、困難を抱えて乗り越えていたことが、加藤十四郎著『在米同胞発展史一附・名士列伝』（博文館・1908（明治 41）年）に記載されている。「…支那人、以太利人等邦人の為に職業を奪はれんことを恐れ、君等に對して陰謀を企てしが、蘇格蘭人ジャックスなる義士君に警戒する所あり、君彼に告ぐるに日本人が彼等と競争するの意なき旨を以てす、於是該白人紳士は進んで仲裁の勞を取り幸に事なきを得たり、由來君は白人と利害を異にするの不得策なるを看取し、二十年來此主義を保持せるため、未だ一たびも白人と口隙を生せしことなく、却て白人の為にモントレイ商業會議所員に推薦せらるるに至れり…」と身の危険を感じながらもアメリカ人との交流を続けて支援を得ていたようだ。

1981 年 5 月に源之助の三男・省三がインタビューのなかに、当時の潜水夫について貴重な証言をしている。源之助の「陳情書」と省三の証言を重ねると、当時の渡米潜水夫の動きがわかる。次章では、省三証言を取り上げている。

「潜水夫についてもっと教えてもらえますか。彼らは留まるつもりで来たのですか、来たときはどんなようすで、実際にはどのやってそこに来たのですか。」との質問に「…私たちはモントレイのクルーとは少し違っていました。ここポイントロボスで鮑事業に参入するためには、日本から熟練した働き手、潜水夫を連れてくる必要…ここへ連れている唯一の方法は彼らを熟練労働者として分類する…熟練労働者で…潜水夫だった…そして彼らはやって来ました…5、6 年ごとに彼らは帰国せねばなりません…そして再び戻って…これは移民法によるもの…彼らは無期限にここに留まることはできず、一度帰国し、そして再び戻って来る。事業を継続させるために何人かが日本に帰り、また何人かが戻って来るということでした」

そして、「潜水夫について話しをするのはいかがでしょうか。彼らは居残ることができませんでしたね。あなたに身近なこれらの法律は何ですか。」という質問に「…政府はビザを、永住ビザを発行しようとしません…ここへ来て 4 年ないし 5 年経つと帰国せねばならず、ビザを更新した戻ってくる。これが 1929 年、30 年ころまで継続的に続き…そのころ恐慌がやって来て私たちは缶詰製造業を辞めざるを得ませんでした。」と語っている。

省三は 1908 (明治 41) 年生まれなので、16 歳前後で鮑漁を手伝ったとすると 1924 年頃であり、源之助が亡くなる 6 年前である。当時、排日運動の絶頂期であり 1924 年の移民法制定は、日本人などの帰化不能外国人は移民として認めないと、突如 1908 年の紳士協定も破棄してきた時期である。潜水夫の渡航は大きな制約を受けていたはずであるが、省三がいうように、日本から潜水夫を「連れてくる唯一の方法は彼らを熟練労働者として分類」として、米国側も許可する特別な立場での旅券申請が可能であったことがわかる。